

実効ある地球温暖化対策の推進について

【環境省・経済産業省】

提案・要望の内容

京都議定書の第一約束期間（2008～2012年）が始まり、我が国は温室効果ガスの排出量削減が急務となっている。

そうした中で、昨年7月に開催された北海道洞爺湖サミットにおいて、「主要国（G8）は、2050年までに温室効果ガスを半減させる長期目標に関し、自らの指導的役割を認識し、野心的な中期の国別総量目標を実施する。」との議長総括が発表された。

この長期目標を達成するためにも、第一約束期間での我が国の6%削減目標の確実な達成に向けて、実効性の高い施策を早急に実施すること。

- 1 低炭素社会の実現に向けて、国民、学校、事業者等あらゆる主体の温室効果ガスの削減努力が報われるような制度を拡充すること。
- 2 地球温暖化防止県民運動推進のため、県が行う地球温暖化対策への財政支援を拡充すること。
- 3 住宅用・事業者用の太陽光発電設備の導入に係る補助制度を拡充すること。

【現状と課題】

- 我が国は京都議定書において1990年比で温室効果ガス6%削減の義務を負っているが、排出削減がなかなか進まない状況である。
- 県民、事業者の地球温暖化問題への理解は進んでいるが、具体的な行動に十分結びついていないことから、国民気運の更なる醸成を図りながら、国民の実践活動につながる施策を展開することが必要である。
- 地球温暖化対策の推進に当たっては、国民、事業者、地方公共団体等あらゆる主体が参加・連携して取り組むことが必要であることから、国による財政的支援が必要であるが、一部の事業に対する補助制度があるだけである。
- 地方公共団体や民間事業者に対する現行の補助率は2分の1または3分の1であるが、地方公共団体の率先導入による普及啓発の推進及び民間事業者に導入意欲を高めるため、現行の補助率を引き上げる必要がある。また、現行の住宅用太陽光発電に対する補助金（1kwあたり7万円の補助）は、導入価格の1割程度に過ぎないため、今後、さらに導入促進を図るためには補助金額の引き上げが必要である。

【本県の取組状況・方針】

- 島根県地球温暖化対策推進計画（H17.3改定）
 - ・目標年（2010年）において基準年（1990年）比
CO₂削減量 ▲ 2%（2006年度実績 +13.1%）
 - H17.11に島根県地球温暖化対策協議会を設置し、県民・事業者・行政機関等が一体となって、島根県地球温暖化防止活動推進センター（H13.11指定）と連携を図りながら地球温暖化対策を推進している。
 - 島根県地域新エネルギー導入促進計画（H20.6改定）
 - ・太陽光発電、風力発電などを重点的に取り組むべき新エネルギーとしている。
- 【2010年目標値】（カッコ内はH20年度進捗率）
太陽光発電18,000kw(73.4%)、風力発電180,000kw(15.7%)

【提案要望の効果】

- 国民気運が醸成されることにより、排出削減対策についての国民の理解と行動が促進される。
- 県が行う地球温暖化対策への財政支援を充実することにより、県民への普及啓発活動が一層促進される。
- 補助金の補助率引き上げにより太陽光発電の導入が一層促進され、温室効果ガス削減に寄与する。

